令和２年６月オレンジ勉強会

商標権普通名称

令和２年６月１９日
弁護士　尾形　駿

第１　事案の概要

１　Ｘ社は，「○○」という商標権を有しており，「○○」という商品名のおもちゃを販売していた。
２　Ｙ社は，「○○」という標章を付したおもちゃを販売していた。
３　Ｘ社は，Ｙ社に対して，使用停止及び商標権侵害に基づく損害賠償請求の通知をした。
４　Ｙ社は，「○○」は，商品の普通名称であり，かつ，商品の用途・使用方法等を表した名称にずぎない（商標法２６条１項２号により商標権の効力が及ばない）旨の回答をした。
５　Ｘ社は，Ｙ社に対して，訴訟提起をした。

第２　問題点

「○○」は，「当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称」に該当しするか。

第３　条文

（商標権の効力が及ばない範囲）
第２６条　商標権の効力は，次に掲げる商標（他の商標の一部となつているものを含む。）には，及ばない。
１　自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号，芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標
２　当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称，産地，販売地，品質，原材料，効能，用途，形状，生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴，数量若しくは価格又は当該指定商品に類似する役務の普通名称，提供の場所，質，提供の用に供する物，効能，用途，態様，提供の方法若しくは時期その他の特徴，数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する商標
３　当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称，提供の場所，質，提供の用に供する物，効能，用途，態様，提供の方法若しくは時期その他の特徴，数量若しくは価格又は当該指定役務に類似する商品の普通名称，産地，販売地，品質，原材料，

効能，用途，形状，生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴，数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する商標

４　当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について慣用されている商標

５　商品等が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

６　前各号に掲げるもののほか，需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標

第４　裁判例・審判例

１　高麗人蔘酒（高麗人参を酒精分に漬け込んだもの）：該当（大阪地判昭５８・１１・２５）

２　巨峰（ぶどうの一種）：該当（大阪地判平１４・１２・１２）

３　ドロコン（壁土等）：該当（名古屋地判平２・１１・３０）

４　ベゼル（化粧用枠）：該当（東京地判平３・２・２７）

５　しろくま（かき氷に練乳をかけ，フルーツを載せたもの）：該当（大阪地判平１１・３・２５）

６　みぞれ（削り氷に蜜をかけたもの）：非該当（長野地判平６１・６・２６）

７　気功術実践講座（中国古来の健康法，治療法，鍛錬法である気功の仕方の端的に現した書籍タイトル）：該当（東京地判平６・４・２７）

８　鳶（水準器に使用）：非該当（東京地判平２５・１１・２９）
（商標法３条１項２号の問題）

９　正宗（清酒）：該当（東京高判昭３６・６・２７日）

１０羽二重餅（餅菓子）：該当（東京高判昭和３１・７・１４）

１１オランダ船の図形（カステラ）：該当（昭１１・４・１５審決）

１２甘栗太郎（甘栗）：該当（昭３２・８・２３審決）

１３ちんすこう（砂糖，ラード，小麦粉をこね合わせて木型で抜きとり，焼き上げた菓子：該当（平元・９・２１・審決）

１４ケロリン（歯痛・頭痛薬）：非該当（東京地判昭４２・１０・１６日判決）

１５走り餅（餅）：非該当（昭４５・１０・２０審決）

１６茶福豆：非該当（大黒花芸豆を原料とする煮豆）（平１１・６・２４審決）

以上